感発 1113 第 6 号
令和８年 11 月 13 日

都道府県知事
各 市 長 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
（ 公 印 省 略 ）

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 155 号）については、令和８年 11 月 13 日に公布され、同日に施行されるところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方お願いする。

記

第１ 改正の概要

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 12 条第 1 項に基づき厚生労働大臣に報告すべき症状のうち、ＲＳウイルス感染症の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として、「ギラン・バレ症候群」であって、接種から 28 日以内に確認されたものを追加する。

第２ 施行期日

公布の日（令和８年 11 月 13 日）